第千二百九十八号

平成十四年

曜

中

生

県下一

円に適する

を

セシリア

早中

月

六月二十四日

目 次

示

する者に必要な資格等・中成十四年度における建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札に参加・

を

同

ライ小麦

同 同

ライコッコ サムサシラズ

生 生

中間地帯及び高冷地帯に適す

晩 早

県下一円に適する。

同

同

サムサシラズ

晩

生

県下一

円に適する

河川区域の指定の一部改正......三三七

告 示

うに改正する。 山梨県告示第二百七十号 山梨県農作物奨励品種の指定 (昭和四十一年山梨県告示第二十九号) の一部を次のよ

平成十四年六月二十四日

三の表中

キヨサト

早

生

山梨県知事 天

野

建

中間地帯及び高冷地帯に適する。 を

ビ ヤツボク ヤツガネ ヤ

ツボク 中 生 中間地帯及び高冷地帯に適する。

ヤツナミ

を

ヤツユタカ ヤツカゼ ヤツナミ

> 極早生 高冷地帯に適する。

を

早 生 県下一円に適する。

ビ

Р

4

日

生 県下一

円に適する

に、「P3358」を「32K61」

ارّ

వ్త に改める。

山梨県告示第二百七十一号

に「一般競争入札」という。) に参加する者に必要な資格等について次のとおり定めた。 成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札(以下単 争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平 の五第一項の規定に基づき、平成十四年度に山梨県が契約を締結する建設工事に係る競 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。)第百六十七条 平成十四年六月二十四日

山梨県知事

天 野

建

ると認められたものとする。 競争入札の参加資格に関する審査 (以下「資格審査」という。)を受け、資格を有す 般競争入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、 — 般

般競争入札に参加することができる者

令第百六十七条の四第一項の規定に該当する者

1

- 2 されている者 令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないことができると
- 3 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一項の規定による許可を受けてい
- 資格審査の申請を行う日 (以下「申請日」という。) の直前に到来する事業年度

梨 県 公 報 第千二百九十八号 平成十四年六月二十四日

Щ

の終了の日において引き続き一年以上建設業を営んでいない者

5 審査」という。)を受けていない者 十三第一項の規定による経営に関する客観的事項についての審査 (以下「経営事項 申請日から一年七月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二

二 資格審査の申請の方法

資格審査を受けようとする者は、一般競争入札参加資格申請書 (第一号様式) (以 下「申請書」という。) に次に掲げる書類を添付して、 知事に提出しなければな

一の5の経営事項審査の結果通知書の写し

工事経歴書 (第二号様式)

建設業許可通知書の写し 営業所一覧表 (第三号様式)

商業登記簿謄本 (法人の場合)

身分証明書 (個人の場合)

七)(六)(五)(四)(納税証明書 (申請日の直前の県税及び消費税に係るもの)

契約を締結する権限を委任している場合においては、委任状

め連絡の上持参すること。 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 電話〇五五 二二三 一六七三)にあらかじ 申請書及び添付書類は、山梨県土木部土木総務課(郵便番号四〇〇 八五〇一

3 申請書及び添付書類は、日本語で作成しなければならない

Ξ 資格の有効期間

兀

変更等の届出 資格の有効期間は、資格を認定した日から平成十五年三月三十一日までとする。

若しくは廃止したときは、 申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があったとき又は営業を停止し、休止し、 速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

商号又は名称

2 所在地又は住所 代表者又は代理人

3

その他営業に関し重要な事項

資格の取消し

知事は、資格を有すると認められた者が次のいずれかに該当するときは、当該資格

を取り消すことができる。

一の1から3までのいずれかに該当することとなったとき。

2 の5の経営事項審査を継続して受けなかったとき。

> 3 申請書又はその添付書類に故意に虚偽の記載をしたとき。

資格の有効期間の更新手続

な資格等について公示するので、当該公示に基づき申請書を提出すること。 山梨県において一般競争入札が見込まれる年度に一般競争入札に参加する者に必要

七 その他

告示に基づく資格を有する者とみなす。 ら平成十五年三月三十一日までの間 (当該資格が効力を有する間に限る。) は、この 成十四年山梨県告示第六十二号)に基づき資格を有する者は、この告示の施行の日か この告示の施行の際現に建設工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格等 (平

前記の本店・本社等以外が山梨県との契約締結等を担当する場合、その支店・営業所等を記入してください。(入札・契約・支払金の請求受領等の委任先)

· A X A I	電話番!	便番	代理人氏:	理人職	台	市町村:	市町村コード	5店·営業所名	
10	ЛП	咖	仂	クۡ	书	仂	て,	1/3	
			ļ						
			ļ						

入札参加を申請する建設業の業種(許可業種欄には、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を記入してください。申請業種欄には、申請する業種に「1」を記入すること。)

申請業種	許可業種	
		+
		重
		*
		幸
		\mathcal{L}
		石
		喜
		၏
		Ø
		鲻
		筋
		ᡴ
		7
		芴
		ŭ
		谼
		匃
		乜
		機
		絶
		通
		掛
		#
		首
		놧
		当
		清

	預	써	₩	
좕	₩	교	融機	
用	種	ПШ	幾異	
10	말	1/0	加	
	預金			
	注種別			
	灩			
	护			
	普通			
	預金			
	の場合は「1、当座預金の場合は「2」を記入すること。	*対 店 コード	*金融機関コード	

前金払用口座(工事金の前金を受ける希望のある場合は、必ず記入してください。

口座名義 がが)	口座番号	預金種別 1前	支 店名	金融機関名	
]金払用口座は、普通預金の口座で、精算払及び部分払用口座と別の口座であること。	*支店コード	*金融機関コード	

申請書取扱い責任者 所 属 氏 名

電話番号

工 事 経 歴 書

							T			
注	注 文 者		元請又は	I	事	名	工事場所のある	請負代金の額	着 工 年	月
一	X	13	下請の別		∌	₽	都 道 府 県	(千円)		年月
									年	月 月
									年	
									- 年	
									年 年	겸
									一	
									年	月
									年	月
									年 年	月月月月月月月
									年	月
									在	
									年 年	月月月月月月月月
									<u>+</u>	
									年年	<u>.</u> 7
									年	月
									年 年	月
									年	月
									年	月
									年	月 月
									年 年	月月
									#	
									年 年	月 月
									年	月
									年	月
									年	月
			1							/ J

記載要領

- 1 本表は、許可を受けた建設業の業種に対応した建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 本表は、直前2年間の主な完成工事及び直前2年間に着手した主な未完成工事について記載すること。
- 3 下請工事については、「注文者」の欄には元請業者名を記載し、「工事名」の欄には下請工事名を記載すること。
- 4 「請負代金の額」は、消費税及び地方消費税込みの金額を記載すること。

第3号様式

営業 所 一 覧 表

郵 便	<i></i>	116	電	話	番	号
都 号	所 住	地	F	A X	番	<u></u> 号 号
			1 1 1			
			1 1 1			
				1 1 1		1 1 1
				1 1 1		
				1 1 1	- : :	
1 1				1 1 1	1 1	
			1 1 1	: : :		
				1 1 1	1 1	1 1 1
				1 1 1	+ +	1 1 1
						1 1 1
<u> </u>						1 1 1
					+ +	
				: : :	+ +	: : :
			- 	+ + +		
i i			 	+ + +	+ +	
			- 	: : :	+ +	
				1 1 1		1 1 1

記載要領

- 1 本表は、申請時現在で作成すること。
- 2 電話番号、FAX番号は、市外局番、市内局番及び番号を「-(ハイフン)」で区切ること。

Щ

発行者	山梨
山梨	県公報
県 甲府市切	第千二百九十八号
甲府市丸の内一丁目六番一号	
六番一号	平成十四年六月二十四日
印刷所	2二十四日
、㈱サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
<u>六</u> 番	
	Ξ
	三